

不動産賃貸事業を営んでいる方へ (償却資産の申告のご案内)

会社や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物・機械・工具・器具・備品等の固定資産を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

固定資産の対象となる償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日に所有している償却資産を資産所在地の市町村長に申告することになっております。

下記に例示しております事業用資産※は、固定資産税(償却資産)の対象となります。申告をお願いいたします。

※ 原則10万円以上のもの

共同住宅・貸店舗(例)	貸し駐車場(例)
外構工事(路面舗装、門扉、フェンス、塀、植込工事、看板、外灯等)	コンクリート舗装、アスファルト舗装
屋外電気・給排水設備	フェンス
ごみ置場	車止め
郵便受け	外灯
自転車小屋	
予備電源設備	
受変電設備(エレベーター動力等)	
太陽光発電設備	
ルームエアコン	
※建物は家屋として別途課税されますので償却資産の申告対象外です。	

◎申告に関する情報、申告書の入手については本市公式ウェブサイトから ⇒



◎その他ご不明な点がありましたら、次の書類をご準備のうえ、下記までお問い合わせください。

- ・ 青色申告決算書または白色申告収支内訳書(個人の方)
- ・ 法人税申告書(法人)
- ・ 工事費用明細書

鳥取市役所総務部税務・債権管理局
固定資産税課 償却資産係

TEL : 0857-30-8156

FAX : 0857-20-3920